行事・遠征・合宿等届(付表)：自家用車使用の場合に記入

【注意】

サークルやゼミナールの活動を学外で行う場合、公共交通機関や高崎経済大学後援会のバスを使うことを原則とします。

しかし、やむを得ない状況により自家用車(レンタカーを含む)を使う場合、「行事・遠征・合宿等届(付表)」を記入し、事故回避の配慮をしておかなければなりません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 記入者 | 学生番号 |  |
| 名前 |  |
| 所属(団体名) |  |
|  |
| 公共交通機関(鉄道やバス、タクシーなど)や後援会バスの使用を検討したか |
| いいえ | 検討してください。原則移動手段は公共交通機関使用です。 |
| はい | 以下の欄に使えない事情を記入してください。 |
|  |
|  |
|  |
| 移動プランに無理や問題はないか。行程表(様式指定なし)を提示してください。 |
| いいえ | 休憩を取るなど無理のない移動プランを考えてください。 |
| はい |  |
|  |
| 使用車両(1) | 任意保険の加入 | はい・いいえ(任意保険が加入できていない車両は認められません) |
| 所有者／運転手 | ／ |
| 使用車両(2) | 任意保険の加入 | はい・いいえ(任意保険が加入できていない車両は認められません) |
| 所有者／運転手 | ／ |
| 使用車両(3) | 任意保険の加入 | はい・いいえ(任意保険が加入できていない車両は認められません) |
| 所有者／運転手 | ／ |
| 使用車両(4) | 任意保険の加入 | はい・いいえ(任意保険が加入できていない車両は認められません) |
| 所有者／運転手 | ／ |
| 使用車両(5) | 任意保険の加入 | はい・いいえ(任意保険が加入できていない車両は認められません) |
| 所有者／運転手 | ／ |

※5台を超える団体は、申し出ること。

＜自動車保険は自賠責だけでは不十分です＞

自動車保険については、自賠責だけではなく任意保険に入っていることで「もしも」の時に十分な補償が可能になります。

運転する車(バイクや自転車も同じです)が凶器になります。他人を傷つける可能性があるものです。十分な備えをしてください。

＜告知義務違反に注意してください＞

個人賠償保険(自動車保険だけでなく火災保険なども含まれます)で陥り易いミスに、「意図せぬ告知義務違反」があります。具体的には、

親名義の車を運転していた。任意保険に加入しているものと思っていたが、「運転者限定」により保険額を低く抑えるものであり、自分はその対象に該当しなかった。

父親の車を借りてサークルの催しに使う道具を乗せて大学に来た。大学に向かう途上で事故を起こしたが、自動車保険の契約が「日常・レジャー使用」となっており通学途上の事故は告知義務違反により保証できないと言われた。

兄の車を借りた。兄はブルー免許であるにもかかわらずゴールド免許として申告したため告知義務違反となり自動車保険が効力を持たなかった。

以上のような状況では、せっかく契約した自動車保険が効力を発揮しません。自動車の運転は、凶器にもなる道具を使う行為です。保険の内容は慎重に確認してください。